## 必要事項が記載されていない請求書等を受領した場合

- 消費税の仕入税額控除の適用を受けるためには、一定の事項が記載された帳簿及び「区分記載請求書等」の保存が必要です。
- また、区分経理は必要事項が記載された請求書等を基に行うこととなりますので、必要事項が記載されていない請求書等を受領した場合、
  - → 取引相手に必要事項が記載された請求書等の再交付を依頼する 又は
  - → 取引の事実に基づいて「軽減税率の対象品目である旨」と「税率ごとに区分して合計した対価 の額(税込)」を追記する

といった対応が必要となりますので、<u>請求書等を受領したタイミングで内容を確認</u>しておくことが合理的です。

## 【軽減税率制度実施前】



## (必要な記載事項)

- ① 請求書発行者名
- ② 取引年月日 ③ 取引内容
- 4 対価の額
- ⑤ 請求書受領者名



## 【軽減税率制度実施後】



- ① 請求書発行者名
- ② 取引年月日 ③ 取引内容
- ④ 対価の額 ⑤ 請求書受領者名
- ⑥ 軽減税率の対象品目である旨
- ⑦ 税率ごとに区分して合計した税込対価の額

追加項目(左の⑥・⑦)以外は 追記ができませんので、請求書等 を受領する場合は良く確認しま しょう。

また、自身が請求書等を交付する場合も、相手方から請求書等の 再交付を求められることもありま すので、記載内容に注意しておき ましょう。



← 追加項目(追記が可能な項目)